

西東京市における ひきこもり支援のあり方について

令和7年3月

目次

はじめに	2ページ
------------	------

第1章

— これまでの取り組みのなかでみえてきたこと —

1 国の動向	4ページ
2 東京都の取り組み.....	7ページ
3 これまでの市の取り組み	8ページ
4 ひきこもり状態にある方の把握状況と課題 ...	10ページ
5 これまでの取り組みでみえた課題...	17ページ

第2章

— 取り組みのなかでみえてきた問題や課題、今後の取り組みについて —

1 支援に対する基本的な考え方	21ページ
2 具体的な取組み	21ページ
3 さいごに	25ページ

はじめに

近年、社会的な問題・課題となっている「ひきこもり」については、内閣府の調査によると 50 人に1人になるとされており、誰にでもなりうる身近な問題である。また、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わるなかで、その数はさらに増加し、ひきこもり状態となる背景も複合化・複雑化してきていることが想定される。

本市においても、実態調査の結果から、ひきこもり状態にある方の実態や状態像、支援ニーズ等がみえてきた。

これらを踏まえ、本市においても、当事者やその家族が、その人らしく安心して西東京市で暮らすことができる環境づくりや、社会から孤立させない取り組み、また、当事者・家族だけでなく、地域全体でひきこもりへの正しい理解を促し、偏見等のない地域づくりをすすめることなどを目的とし、その取り組みの参考として、「西東京市におけるひきこもり支援のあり方について」を作成した。

第 1 章

— これまでの取り組みのなかでみえてきたこと —

1. 国の動向

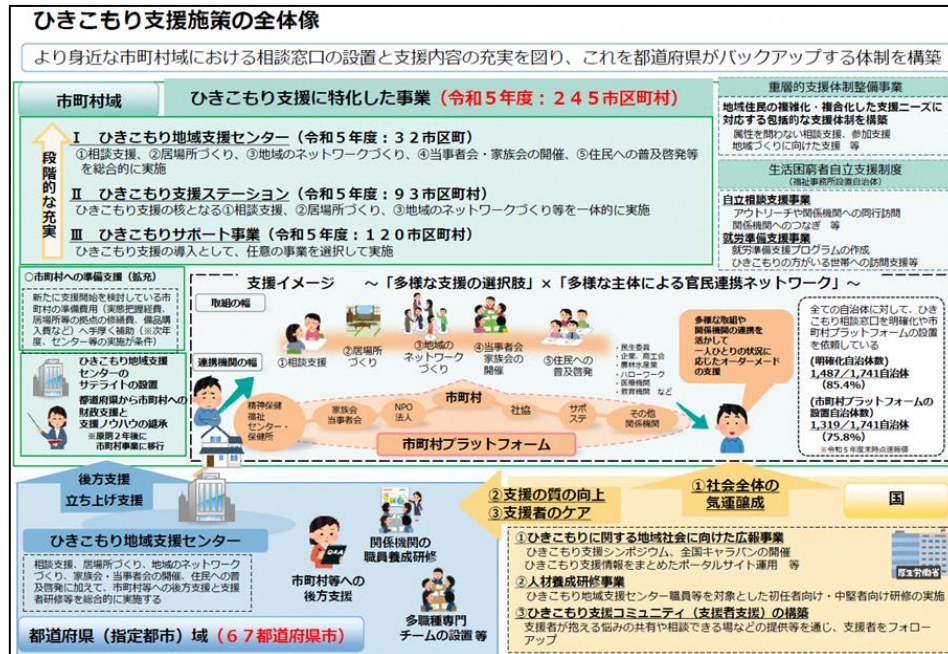
厚労省では、平成 22 年に「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(2010)」が策定され、ガイドライン上におけるひきこもり状態にある方として、「様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念(他者と交わらない形で外出をしてもよい)」と定義された。

ガイドライン上の定義等をもとに、内閣府が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査結果」(令和5年3月公表)によると、「ひきこもり状態」にある方は、15 歳から 64 歳までの年齢層の2%余りにあたる推計 146 万人(50 人に1人)とされ、年齢層別では、15 歳から 39 歳の子ども・若者層が 2.05%、40 歳から 64 歳の中高年層が 2.02%であり、中高年層の「ひきこもり」の方が若年層と同等割合いることが明らかになった。また、男女別の割合では 40 歳から 64 歳まででは、女性が 52.3%と半数を上回り、15 歳から 39 歳でも 45.1%と、男性に多いイメージであった「ひきこもり」が女性にも多いことが明らかとなった。さらに、外出頻度が低い状態となった最も大きな理由としては、若年層・中高年層ともに「退職したこと」が最も多い結果となった。

これらを踏まえ、国におけるひきこもり支援推進事業においては、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。

令和6年度には、「孤立・孤独対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」、「ひきこもりサポート事業」の整備を促進としている。

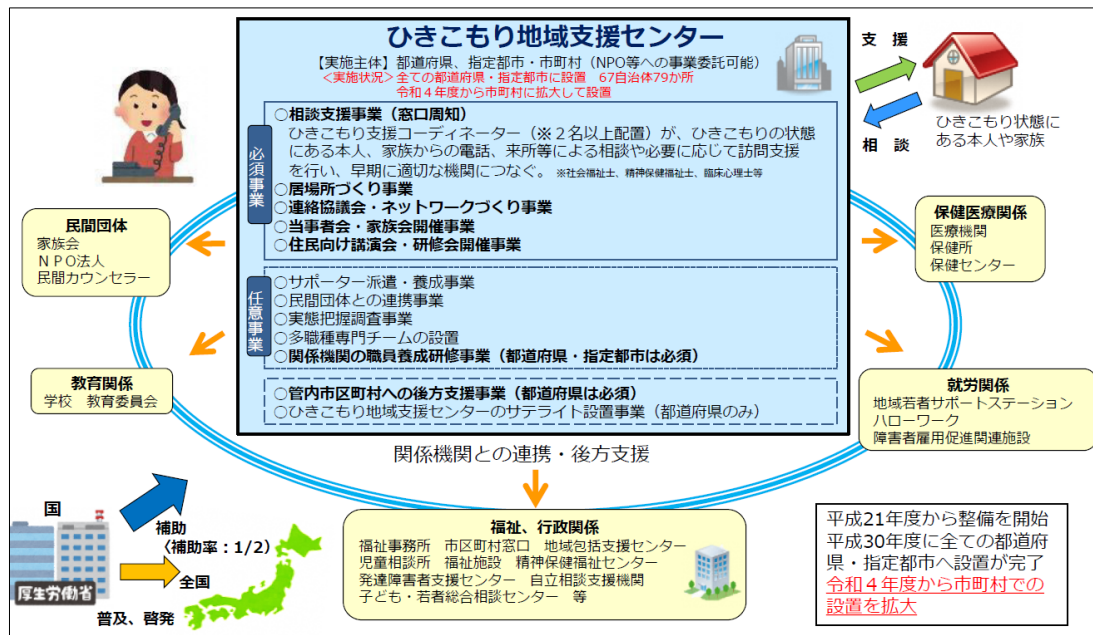
「ひきこもり地域支援センター」、「ひきこもり支援ステーション」、「ひきこもりサポート事業」については、取り組み内容によって段階分けされており、市町村におけるひきこもり支援に特化した事業として、段階的な充実を図ることとしている(図参考)。



<参考>厚生労働省資料：第174回市町村職員を対象としたセミナー「ひきこもり支援施策について」より一部抜粋

市町村におけるひきこもり支援に特化した事業の段階において最上位に位置づけられる事業が「ひきこもり地域支援センター」である。

「ひきこもり地域支援センター」は、①相談支援、②居場所づくり、③ネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施することを必須事業としており、その他、任意事業として実態調査等があげられる。



<参考>厚生労働省資料：第174回市町村職員を対象としたセミナー「ひきこもり支援施策について」より一部抜粋

令和7年1月、厚労省では、平成 22 年策定の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(2010)」以降、ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針が求められている背景や、ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を受ける本人やその家族等との対話を通してより良い支援を実現していくこと等を目的とし、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載した「ひきこもり支援ハンドブック」を策定した。

そのなかで、支援の対象者を以下としている。

<支援の対象者>

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。※その状態にある期間は問わない

また、目指す姿を以下と記載している。

<目指す姿>

・ひきこもり支援では、本人及びその家族自身で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。

※社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではない。

・相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

これまで、「ひきこもり」を定義づけしていたものを本ハンドブックにおいては、定義づけせずに、「ひきこもり」を期間や病気の有無に関係なく、生きづらさを感じ、他者との交流が希薄な人と位置づけ、社会参加や就労はプロセスであり、自分で生き方や社会との関わり方を決める「自律」の状態を目指すための伴走型支援を行っていくよう明記された。

2. 東京都の取り組み

東京都では、当事者・家族が安心して一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信、相談支援等を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援することを目的とし、各種取り組みを実施している(図参考)。

資料7

都の令和7年度ひきこもりに係る支援事業の取組(案)について

令和7年度予算要求額: 384百万円(令和6年度予算額: 409百万円)

当事者・家族が安心して一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信、相談支援等を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援することを目的とする

●ひきこもりに係る支援協議会の運営

➢ 学識経験者や当事者団体・家族会、関係機関等からなる協議会において、当事者・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援について検討

都民・関係者への普及啓発・効果的な情報発信	当事者・家族向けの相談等支援	区市町村等への支援	人材育成
●広報の展開 ➢ 正しい理解の促進及び相談窓口や支援団体等の周知に向けたインターネット広告、交通広告、新聞広告等の広告事業を当事者やその家族、一般都民等に対して実施 ➢ 都や区市町村のひきこもり相談窓口のほか、支援団体や関係機関等を紹介するリーフレットを作成し、当事者やその家族等に広く周知 ➢ 当事者・家族向けポケット相談メモの作成・配布(新規) ➢ ひきこもりに関する講演会を開催	●ひきこもりサポートネットの運営 ○相談事業 ➢ 土曜日を含む週6日対応の電話相談、メール相談、訪問相談、来所等による個別相談により、当事者やその家族等の状態・状況に応じたきめ細かな相談支援を実施 ➢ ピアサポーターによるオンライン相談を週1回実施(拡充) ➢ 家族セミナー、個別相談会を実施 ➢ 都の連携団体や関係機関等による合同説明相談会を実施 ●社会参加等応援事業 ➢ 都の連携団体(「ひきこもり等のサポートガイドライン」の理念に沿って活動する団体として協定を締結する団体)と連携・協働したサポートを実施。また、多様な地域資源の情報を収集のうえ新たな連携団体を開拓	○地域におけるネットワーク構築支援事業 ➢ サポートネットと区市町村が、各々の取組状況や連携の在り方に合わせた情報交換等を実施し、地域連携ネットワークの構築を推進 ○多職種専門チームの設置 ➢ サポートネットにおいて医療、心理、法律等の専門職を配置したケース検討会議を隔月で開催し、困難ケースへの助言等を実施 ○ひきこもりに係る支援者交流会(拡充) ➢ 区市町村等において相談窓口等を運営する現場の支援者が一同に集まり、支援事例の共有や意見交換等を行う交流会を年2回実施	●ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助事業 ➢ 区市町村における事業の立ち上げを支援するため、国の「ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を新たに実施する自治体に対し、事業経費について補助 *負担割合: 国1/2、都1/4、区市町村1/4 *原則2年を上限
			●ひきこもりに係る支援者等育成研修等事業 ➢ ひきこもりに係る支援に従事する支援者、社会参加を支援する民間団体、地域包括支援センター、民生児童委員向け研修を実施

3. これまでの市の取り組み

本市では、第5期地域福祉計画において、基本目標3「社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり」の中の取組の1つとして、「ひきこもり支援の推進」を挙げており、取り組む内容として、①国が示す、「ひきこもり地域支援センター」の創設検討、②ひきこもりの実態・ニーズの把握、③当事者・家族への相談支援体制の充実を位置づけている。

令和5年度までは、「ひきこもり・ニート対策事業」として、平成 20 年に生活保護制度における国の自立支援プログラムとして、被保護世帯のひきこもり、ニートの状態にある青少年に対して、社会適応能力の向上、良好な人間関係の構築等、地域社会への参加、自立した生活を営めるよう支援を行うものとして開始し、平成 27 年に生活困窮者自立支援制度に基づき、対象者を生活困窮者まで拡大した。主な取り組みとしては、社会との接点がなくなっている中学3年生から 29 歳までの生活困窮者と生活保護受給者を対象として、社会や人とのつながりの再構築を目指した居場所活動プログラム「We」としての活動を中心とする事業を実施していた。

令和6年度から、8050 問題をはじめとする 30 歳以上のひきこもり相談が増加するなど、支援ニーズが多様化・複雑化しており、年代を問わない支援等、支援の拡充が必要であることを踏まえ、「ひきこもり・ニート対策事業」から「ひきこもり支援事業」に名称を変更し、年齢の上限を撤廃し、国の示す「ひきこもり地域支援センター」の項目に準じた取り組みを実施してきた。

主な取り組みは以下のとおりである。

(1) 相談支援

生活サポート相談窓口における自立相談支援事業と連携した相談支援の実施

(2) 居場所づくり

消費者センター分館での居場所の実施及び谷戸高齢者在宅サービスセンター跡地での居場所づくりの検討

(3) ネットワークづくり

ひきこもり支援事業委託事業者、就労準備支援事業委託事業者、地域福祉コーディネーター及び当課担当者で、各事業の現状や両事業共通の利用者の状況、事業における課題等の情報共有を実施

(4) 当事者会・家族会の開催

同じ悩みを抱えるご家族同士が集い、ともに学び考え、さらに交流を図ることで、ご家族の孤立感・孤独感等を和らげ、ご家族自身が安心して過ごせるようにすることを目的とした家族セミナーを実施。

また、家族セミナーにおいては、広域連携の観点から市外在住の方の参加も可能とするとともに、近隣自治体のひきこもり支援に関するパンフレットやチラシ等を提供した。

<令和6年度実績>

開催日:令和7年1月25日(土)、令和7年2月2日(土)、令和7年2月22日(土)

内容:専門家による講座と参加されたご家族同士での交流会

参加者数:42名(延べ人数) ※

※各回20名定員で、複数参加の方あり。市外在住の方の参加もあり。

(5)住民への普及啓発等

①ひきこもりを考えるイベント

目 的:市民へのひきこもりに対する正しい理解や認識をしてもらう

日 時 等:11月13日(水)アスタ田無センターコート

内 容:ひきこもり支援に関する展示、動画放映、市及び都の取組の紹介や、近隣自治体及び市内関係団体に協力依頼をし、チラシ配架、市内関係団体による居場所活動の体験ブースの設置等を実施

②講演会

目 的:市民に幅広くひきこもりに関する知識や正しい理解をってもらう

日 程:令和7年3月8日(土)

テ ー マ:ひきこもり問題を“我がことに” 地域での市民の役割を考える

講 師:明治学院大学社会学部社会福祉学科准教授 関水 徹平氏

(6)その他

①実態調査の実施

目 的:ひきこもり状態にある人の生活状況やニーズ、課題等を把握、分析し、今後のひきこもり支援施策等に反映するための基礎資料とする

調査実施時期:令和6年8月

対 象:満15歳以上65歳未満の市内在住者 2,500件(無作為抽出)

関係機関 300件

当事者・家族 10件

②ひきこもりをテーマとした学生と市との意見交換会

目 的:学生(若者)を対象にひきこもりに関するテーマで意見交換を実施し、今後の「ひきこもり支援事業」の参考とする

実施方法:市長と武蔵野大学の熊田博喜教授ゼミの学生とでひきこもりのイメージや支援のあり方等をテーマに意見交換を実施

③西東京市保健福祉審議会

内 容:令和6年12月開催された第2回西東京市保健福祉審議会の報告案件として、「ひきこもり支援の推進」について説明し、各委員からの意見を賜る。

4. 本市におけるひきこもり状態にある方の把握状況

令和6年8月に市民 2,500 名(満 15 歳以上 64 歳未満から無作為抽出)及びひきこもり状態にある当事者またはそのご家族などとの関わりが想定される関係機関(庁内関係部署、民生委員、地域包括支援センターなど)を対象とした実態調査を実施した。

内閣府が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」を参考に、本市におけるひきこもり状態にある方(広義のひきこもり群と家庭内の該当者)を定義したところ、推計 3,239 人いるとされた。

<参考>

西東京市社会参加に関する調査(ひきこもり実態調査)報告書(令和 7 年 1 月)

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/kakusyuresearch/hoken/syakaisankanikansurutyousa.html

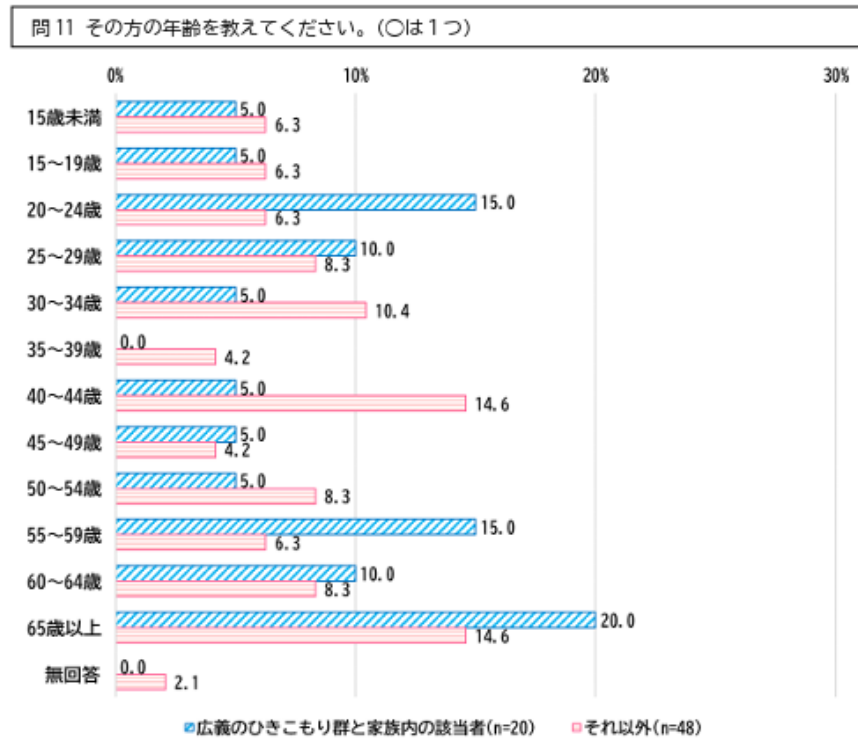
標本サイズ	2,500件
有効回答率	32.4%
広義のひきこもり群と家族内の該当者の出現率	2.5%
西東京市の15歳～64歳の人口	131,178人
広義のひきこもり群と家族内の該当者の推計値	3,239人

また、以下に項目ごとに得られた状況(一部)を記載する。

<年齢層>

ひきこもり状態にある方の年代については幅広い年齢層に分布しているものの、グラフにすると特に20代と50代に大きな山があることが分かった。

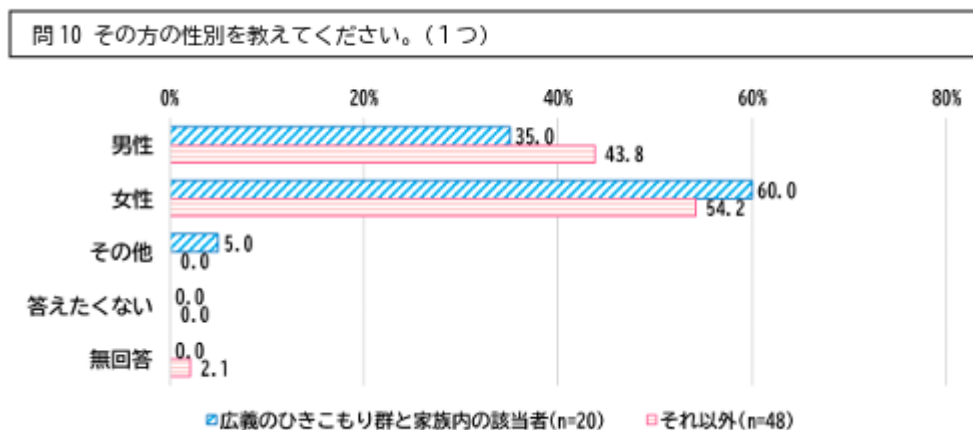
また、若年層のみならず中高年層にもひきこもり状態の方が多いことが分かった。



<性別>

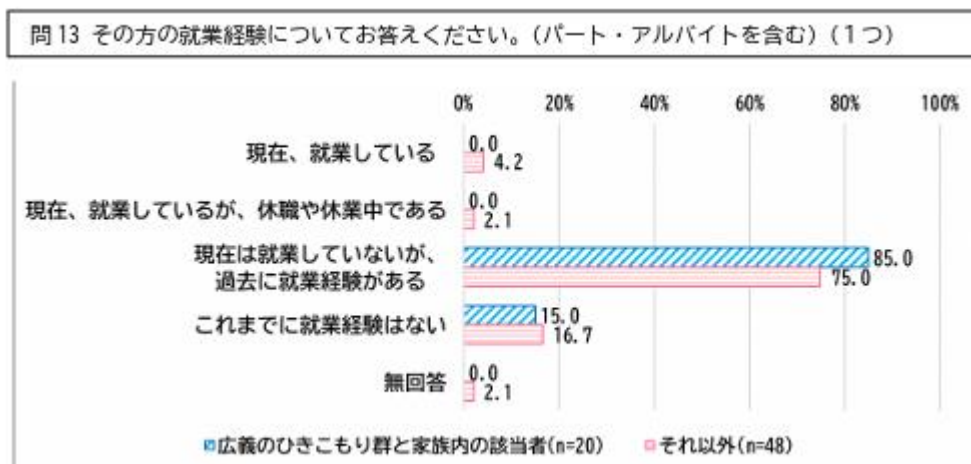
性別では、女性が6割と男性よりも多い結果となった。

男性に多いイメージとされたひきこもりにおいて、女性にもひきこもり状態の方が多くいることが分かった。



<就業経験>

ひきこもり状態にある方の就業経験については、8割が「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」との回答であり、「働かずに怠けている」といったイメージとは異なり、就業経験はあるものの、何かしらの理由で就業の継続が困難となっていることが示唆された。

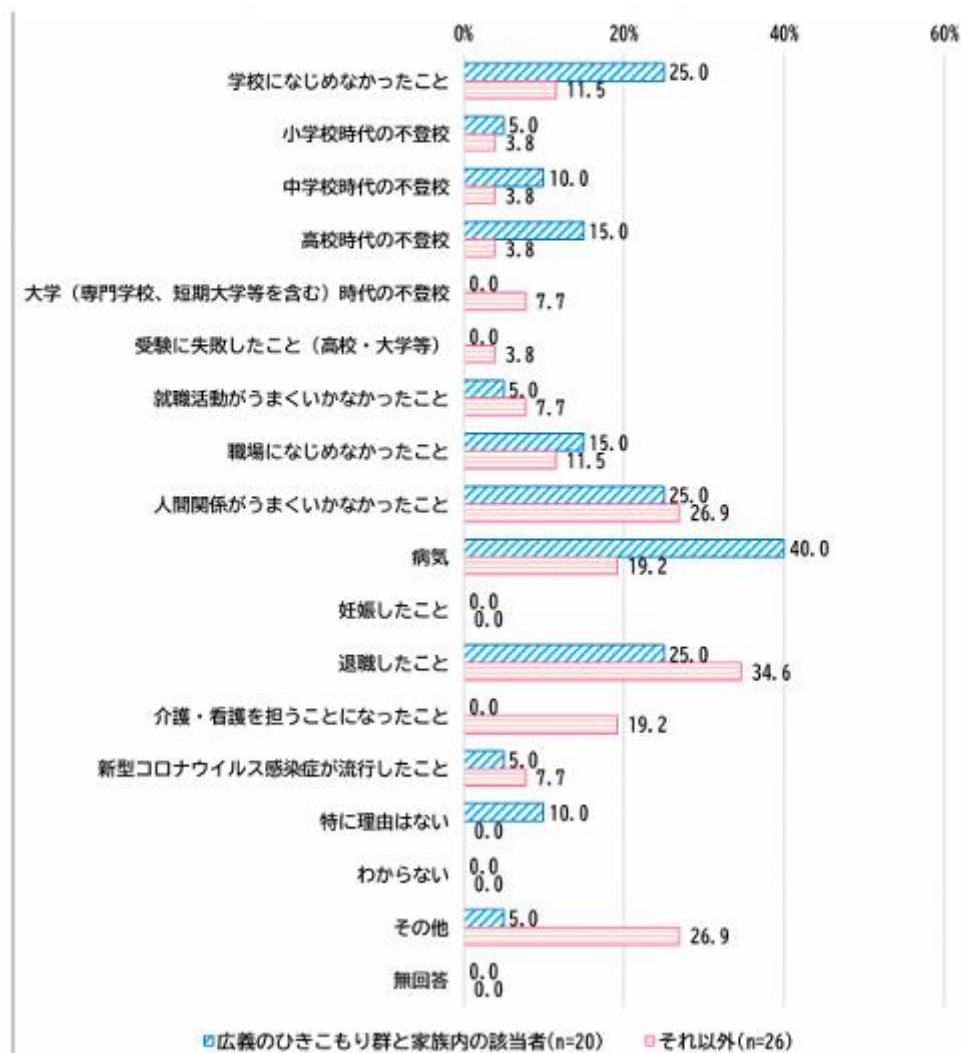


<ひきこもり状態となった要因>

ひきこもり状態にある方が、現在の状況になった主な要因について、複数選択しても良いという選択肢では「病気」、「人間関係」等が多い一方、そこから最も大きな理由を1つ選択した際には突出したものがなく、複合的な課題を抱えていることが伺えた。

問 21 その方の外出状況が現在の状態になった主な理由は何ですか。(いくつでも)

・広義のひきこもり群と家族内の該当者では、「病気」(40.0%)が最も多く、次いで「学校になじめなかったこと」「人間関係がうまくいかなかったこと」「退職したこと」(ともに25.0%)となっている。



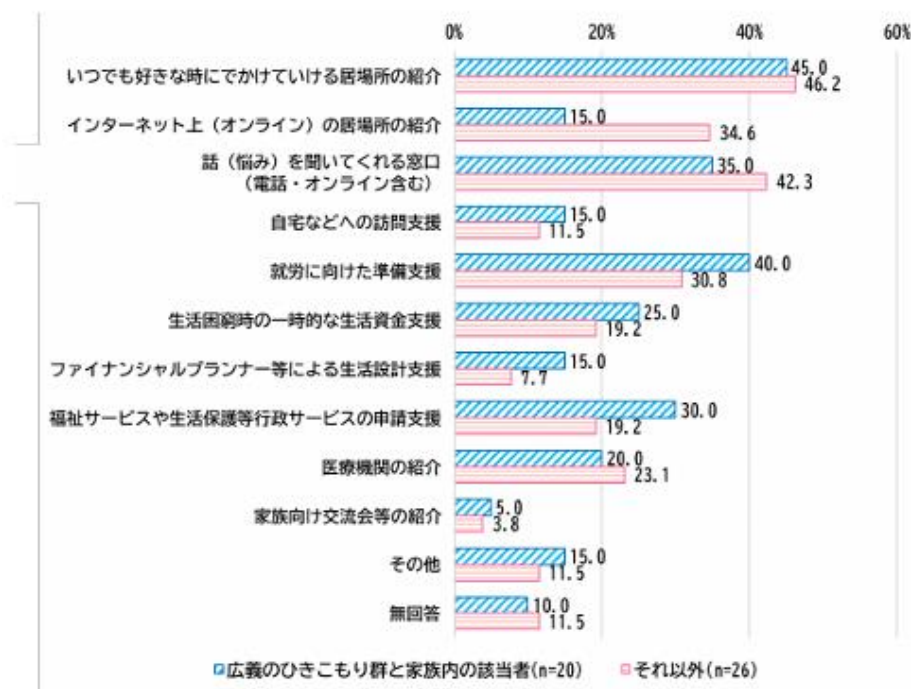
問 22 前問で回答された中で、最も大きな理由は何ですか。(1つ)

・広義のひきこもり群と家族内の該当者では、「病気」「退職したこと」(ともに 20.0%) が最も多く、次いで「特に理由はない」(15.0%) となっている。

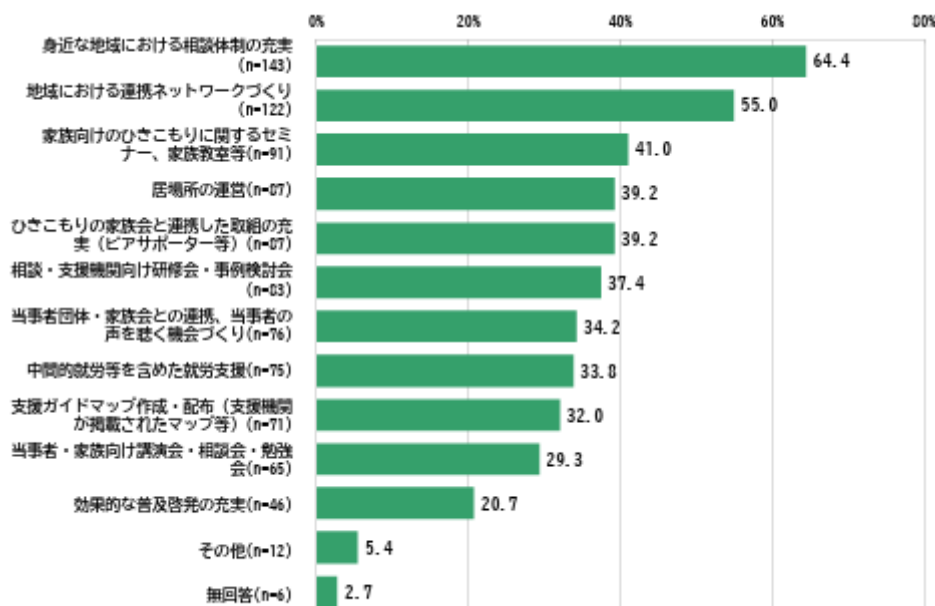


<支援ニーズ>

市民向けの調査において、市民が望む支援としては「いつでも好きな時にでかけられる居場所の紹介」、「就労に向けた準備支援」、「話(悩み)を聞いてくれる窓口」等の回答が多くあった。



関係機関向けの調査においては、今後、行政や支援機関が取り組むべきこととして「身近な地域における相談体制の充実」、「地域における連携ネットワークづくり」、「家族向けのひきこもりに関するセミナー、家族教室等」等の回答が多くあった。

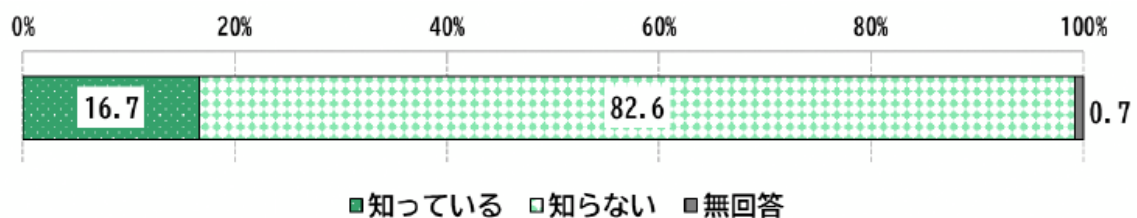


<相談窓口の認知と利用意向>

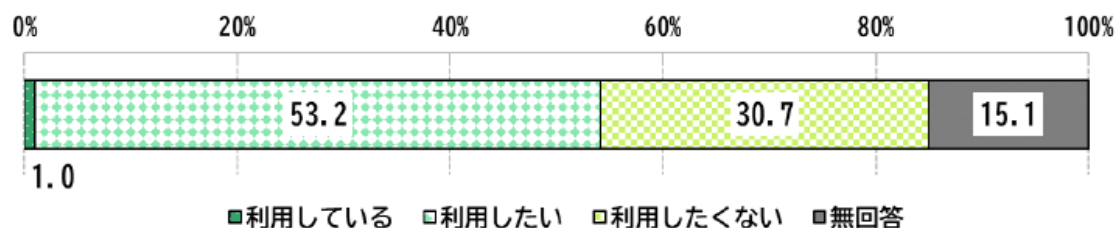
ひきこもり支援の相談窓口である、「生活サポート相談窓口」の認知率については、全体の約 8 割が「知らない」と回答されている一方、利用状況において「利用したい」の回答が約 5 割となっている。

問 37 西東京市ではひきこもりの方やそのご家族等の相談窓口として、「西東京市生活サポート相談窓口」を設置しております。その認知と利用状況それぞれについて、あてはまる番号を1つお答えください。

<認知>



<利用状況>



5. これまでの取り組みでみえた課題

令和6年度までの取り組み状況や、実態調査の結果等を踏まえて、以下のとおり、ひきこもり状態にある方やその家族に支援を行う場合の課題を整理した。

(1)相談窓口の明確化・周知

現在、ひきこもりに関する相談等(中学3年生以上)は、生活サポート相談窓口で受けており、市ホームページやチラシの配架、イベント等での周知、厚労省の「ひきこもり VOICE STATION」内の相談窓口一覧への掲載、東京都発行リーフレット「ひきこもりに関する相談窓口・支援機関等のご紹介」で周知等を行っている。

しかし、実態調査の結果から認知率は2割程度である。その反面、利用したいとの希望は5割程度となっている。

ひきこもりを含む生活全般の困りごとについて、本人やその家族等がまず、どこに相談したらよいのかを迷うことがないように、引き続き多様な媒体(市報、ホームページ、SNS、イベントなど)をとおして広く周知する必要がある。

また、相談をためらう要因や相談に至るまでのハードルを解消するためにも、専門性や親身な対応、アクセスなど、相談しやすい環境を整備する必要がある。

(2)中高年層向けの自宅以外の居場所

これまで、若年層の居場所については NPO 法人に委託し拠点を立てて実施をしてきた。しかし、中高年層の居場所活動については、拠点はなく、就労準備支援などと連携をしながら実施をしてきた。実態調査の結果から、中高年層の広義のひきこもり群と家族内の該当者は4割いるとの結果が出ていることや、家族セミナーにおいて参加されたご家族に該当者の年齢層を確認したところ、中高年層の方も一定数いた。そのことから、中高年層を対象とした居場所づくりを検討する必要がある。

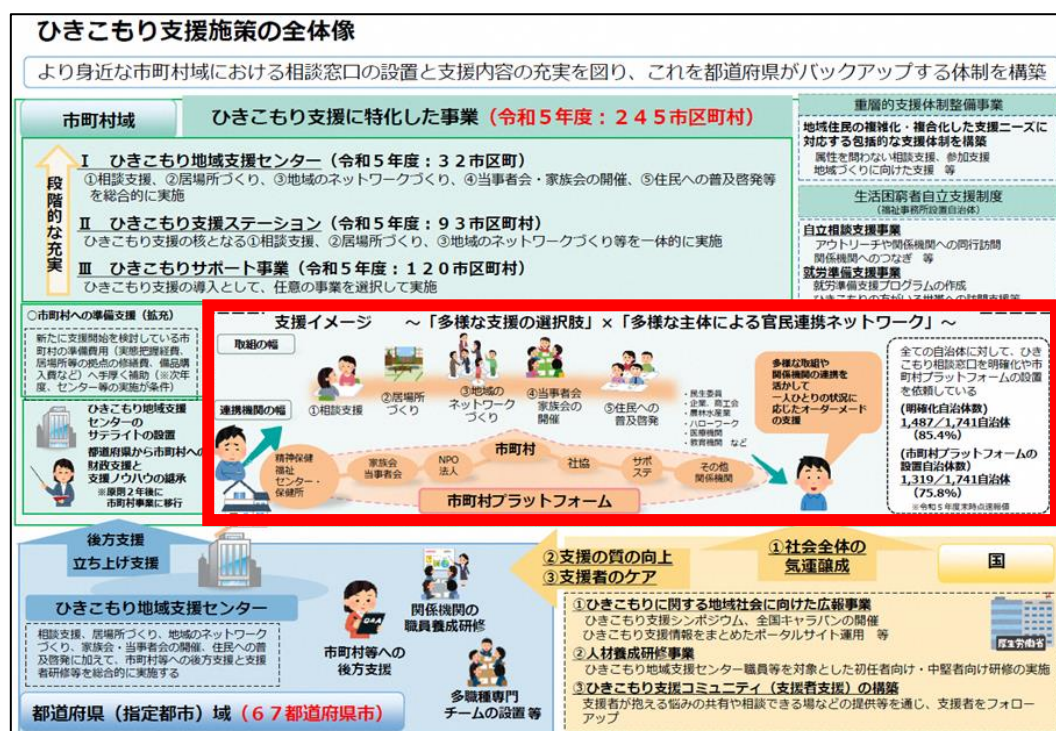
居場所のあり方については、若年層と中高年層とでは、人物像や取り巻く状況、ニーズや目的等が異なることから、これまでの若年層向けの居場所と同様の形ではなく、既存の就労準備支援などとの連携は継続しつつも、多種多様な選択ができる居場所の拠点や、行政のみならず地域団体等も含めた居場所づくり、その創出を実施していく必要がある。

(3)関係機関・関係団体等との連携体制、プラットフォーム

厚労省の資料(以下、図参照)によると、ひきこもり支援のイメージとして、「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク(市町村プラットフォーム)」とされており、多様な取組みと関係機関の連携を活かして、一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援をするよう明記されている。

本市においては、これまで、ひきこもり当事者やその家族については、担当者が一人ひとりの状況、ニーズ、特性を詳細にアセスメントし、それに基づいた個別支援計画を策定・実施をしたうえで、自立相談支援事業における支援調整会議等を活用し、市担当部署と自立相談機関や就労準備支援事業、地域福祉コーディネーター等とも情報共有を図りながら支援を行ってきた。

また、本市には地域住民が安心して過ごせる場や、社会や人とのつながりが薄い当事者等が交流できる場を地域活動として運営されている方々が多くいらっしゃる、多様な居場所や社会資源がある。公的な事業関係者との連携のみならず、これらの地域の活動団体、事業者等との連携を行うことは、当事者や家族が様々な人や場とつながる選択肢の幅が増え、一人ひとりに寄り添った丁寧な支援につながると考えられる。それらをコーディネートする人材を配置するなどし、これまでの取組みと地域の強みを活かしたプラットフォーム構築などを検討する必要がある。



<参考>厚生労働省資料:第174回市町村職員を対象としたセミナー「ひきこもり支援施策について」より一部抜粋

(4)支援者の知識・知見の蓄積

関係機関向けの実態調査におけるひきこもり支援に関する課題として、若年層・中高年層ともに「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」との意見が多く確認できた(それぞれ約 5 割)。

支援につながったケースが、支援者側の知識不足等により、適切な相談や支援が受けられないといったことがないように、勉強会・研修会等を開催し、支援者の知識や支援ノウハウの向上を図っていく必要がある。

(5)ひきこもりへの正しい理解と普及

「ひきこもり」については、依然として「甘えている」、「怠けている」といったイメージや誤解・偏見がある。実態調査の結果からも、市民向け調査では全体の 24.3%、関係機関向けでは 13.5%が「甘えている感じがする」と回答している。

ひきこもり支援については当事者・家族への個別の支援はもとより、当事者・家族が地域で孤立することがないように、地域全体でひきこもりへの理解と見守り等が重要となる。

これらを踏まえ、ひきこもりへの正しい理解を促し、偏見等のない地域づくりをすすめるための講演会やイベント等とおした普及啓発を実施していく必要がある。

第 2 章

— 取り組みのなかでみえてきた問題や課題、今後の取り組みについて —

1. 支援に対する基本的な考え方

第1章における国・都の動向や、市でのこれまでの取り組み、実態調査の結果等を踏まえ、ひきこもり支援においては、「当事者・家族」と「地域全体」とでそれぞれ、以下の考え方を基本とする。

(1)当事者・家族

生きづらさを感じている当事者やその家族が、その人らしく安心して西東京市で暮らすことができる環境づくり(相談体制・居場所など)や、社会における人・場とのつながりをとおして、当事者及びその家族を社会から孤立させないようにすることを目的とする。

(2)地域全体

地域全体でひきこもりへの理解と見守り等が重要となるため、ひきこもりへの正しい理解を促し、偏見等のない地域づくりをすすめることを目的とする。

2. 具体的な取り組み

「ひきこもり」については、実態調査の結果から、幅広い年齢層への分布と支援ニーズが多様化・複雑化していること、それに伴い、年代を問わない支援等、支援の拡充が必要であることを踏まえ、国の示す「ひきこもり地域支援センター事業」に準じて、令和6年度に実施をしてきた以下(1)から(6)までの取り組みを継続・充実・強化を図るものとする。

なお、令和7年7月より「ひきこもり支援係」を新設し、ひきこもり支援コーディネーターの配置を行う。ひきこもり支援コーディネーターについては、当事者や家族からの相談等を踏まえ、適切な機関につなぐ役割を担うとともに、市と関係機関・関係団体同士での連携体制の構築等を担うものである。

- (1) 自立相談支援事業と連携した相談支援及びコーディネート機能の強化充実
- (2) 谷戸高齢者在宅サービスセンター跡地における居場所の実施
- (3) ひきこもり支援に関する関係機関、関係団体との連携強化
- (4) ひきこもり家族セミナーの定期的な実施
- (5) 住民向け講演会、フォーラム等の実施
- (6) その他、ひきこもり支援の推進に繋がる取組

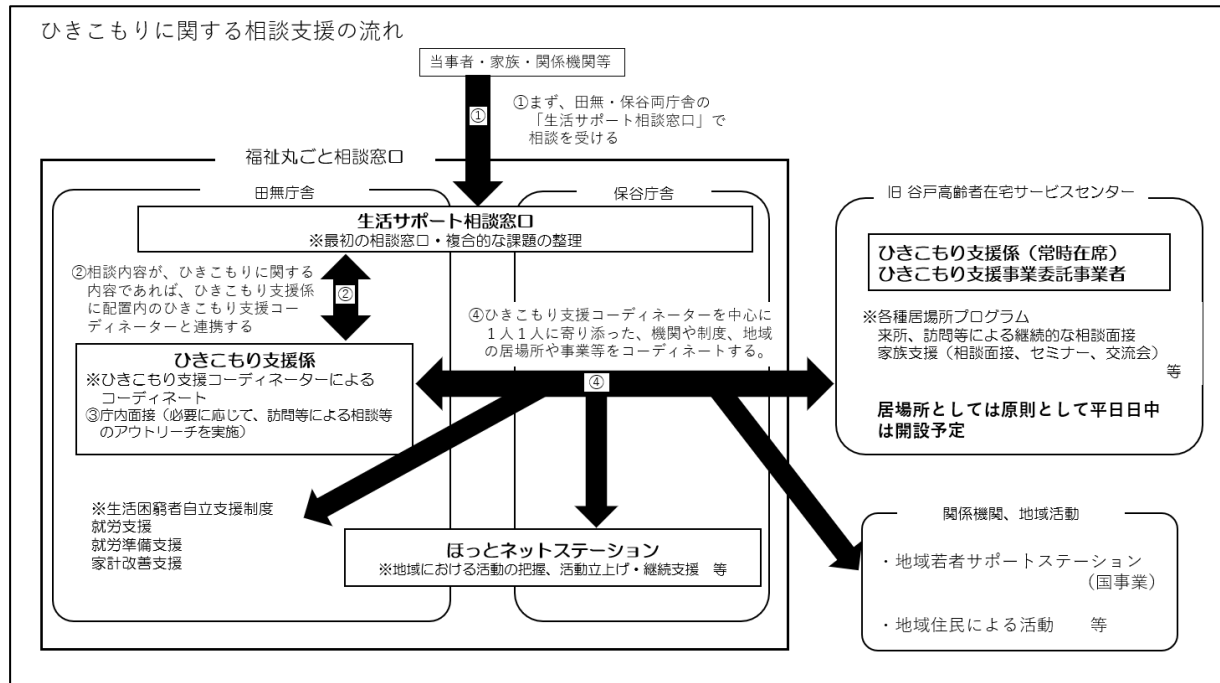
各項目の詳細は以下のとおりである。

(1)自立相談支援事業と連携した相談支援及びコーディネート機能の強化充実

国の示すひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や、関係機関向けの調査における「身近な地域での相談体制の充実が必要である」という結果等を踏まえ、田無及び保谷の両庁舎に設置されている「生活サポート相談窓口」における相談のなかで、ひきこもりに関する相談も受け付け、田無庁舎の福祉丸ごと相談窓口内に配置するひきこもり支

援コーディネーターへ引き継ぐことで、適切な居場所や制度等へコーディネートできる機能を強化する(フロー図参考)。

【フロー図(案)】



<相談から支援までの流れ>

- ①生活サポート相談(福祉丸ごと相談窓口で相談窓口係において対応)
↓(ひきこもり案件と確認の上引継ぎ、また、その他困窮や家庭環境など複合事案を確認)
- ②ひきこもり支援係における相談(コーディネーターにより支援内容の検討)
↓
- ③支援の開始(複合事案などは並行して対応)

(2)谷戸高齢者在宅サービスセンター跡地における居場所活動の実施

ひきこもり支援においては、生きづらさを感じている方や、社会における人や場とのつながりが希薄となっている方が、安心して過ごすことができる自宅以外の居場所をつくるとともに、地域における人や場とのつながりをとおして、当事者及びその家族を社会から孤立させないようにする必要がある。

また、当事者の社会とのつながりの再構築を目的とした居場所づくりと長期離職による不安等の解消を目的とした就労準備支援等が相互に連携することが重要であるとされている(厚労省資料参照)。

本市の実態調査においても、広義のひきこもり群と家族内の該当者が望む支援として、「いつでも好きな時にでかけられる居場所の紹介」、「就労に向けた準備支援」等の回答が多くあった。

令和6年12月より旧谷戸高齢者在宅サービスセンターの所管課が地域共生課になったことに伴い、建物名を「谷戸分庁舎」とし、令和7年7月より「ひきこもり地域支援センター事業」における居場所活動等の拠点として運用していく。

拠点においては、幅広い年代に対応できる居場所づくりや就労準備支援事業における活動プログラムを実施し、支援ニーズに応じた運用を進めていく。

また、令和6年度に実施した保健福祉審議会にて委員から、「ひきこもり地域支援センターという言葉はあくまで国の名称であるため、当事者が通いやすい名称の使用が必要」との意見をいただいた。そのことを踏まえ、「ひきこもり地域支援センター」はあくまで事業の名称であり、建物名は「谷戸分庁舎」、当該施設内での活動プログラム等は「We+（プラス）」と呼称することとする。「We+（プラス）」とした理由については、これまでひきこもり状態にある若者たちの活動プログラムの総称を「We」としていたことを踏まえ、その呼称を継承しつつ、若者に限らず、幅広い年齢層への活動や居場所等の拠点とすることから、取組みをさらに発展する意味で「+（プラス）」を加えたものである。

さらに、拠点の整備・プログラムの運用等に当たっては、市担当者のみではなく、各関係機関の担当者及び参加者等からも意見や協力を賜り、「皆で一緒に創り上げていく」ことを目指す。



<参考>厚生労働省資料：第174回市町村職員を対象としたセミナー「ひきこもり支援施策について」より一部抜粋

(3)ひきこもり支援に関する関係機関、関係団体との連携強化

ひきこもり支援コーディネーターを中心とし、令和6年度に実施した就労準備支援事業の相談員や地域福祉コーディネーター等の関係者との連携だけでなく、地域で活動されている団体なども含めた、多様な主体によるプラットフォームを構築し、支援機関相互が支援内容の共有等を図り、それぞれの強みを活かして、一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援を実施する。

(4)ひきこもり家族セミナーの定期的な実施

令和6年度に初めてひきこもり家族セミナーを実施し、専門家による講座と家族同士の交流会を行った。

参加者からは、講座では「これまでは、家庭内の問題とばかり考えていたので、社会的方面からの考察を聞くことが出来て良かった。」「社会的な背景のお話を伺い、視野が広がった。」等のお声があり、交流会では「具体的な話をしながら交流できて、少し気持ちが軽くなった。」「当事者の年齢が近い方々とお話でき、また、情報も頂けて、良い時間だった。」「家族それぞれ状況が違う中でも、何とかしたいとの思いは同じで、話をうかがえて良かったです。」といった大変前向きなお声をいただいた。

また、家族セミナーには、市担当職員だけでなく、ひきこもり支援事業委託事業者のほか、地域福祉コーディネーターや就労準備支援事業支援員等も当日参加したことで、多くの情報提供ができたとともに、即効性のある連携を図ることで、その後の継続した支援に繋がった事例もあった。

これらを踏まえ、令和7年度以降においても同様の家族セミナーを実施する。

(5)住民向け講演会等の実施

ひきこもり支援を進めていくにあたっては、地域での理解や見守りが重要であり、市民に対してひきこもりへの正しい理解を促進していくことが重要である。

それらに関連するテーマでの講演会を実施するとともに、普及啓発についても併せて実施していく。

(6)その他、ひきこもり支援の推進に繋がる取組

ひきこもりの当事者やその家族は、ご自身が住んでいる地域では相談しづらいと感じる方もおり、住まいと離れた地域で相談等を望む方が想定される。

令和6年度に実施した「ひきこもりを考えるイベント」や1月下旬から2月中旬にかけて実施した「家族セミナー」では、近隣市の相談機関や家族会等のチラシやパンフレットを配架したほか、「家族セミナー」と「ひきこもり講演会」については市外の方についても参加可能とし、実際に近隣市からの参加があった。

また、近隣市から情報を頂く際に、担当者同士で話をするなかで、本市の当事者や家族の方が近隣市のひきこもり関連事業に参加することも一定程度あるということを伺った。さらに、実態調査において「西東京市単独で考えるのではなく、大きい地域でよ

り効果的に活動してほしい」との声もあった。

これらを踏まえ、近隣市と情報交換を行いながら広域連携を図っていく。

また、東京都においても「東京都ひきこもりサポートネット」として、電話相談やメール相談、訪問相談（窓口は各区市町村）といった相談体制に加え、合同説明相談会や講演会等を実施している。こちらについても連携しながら、当事者やその家族に対して、より広範囲かつ幅広い支援の選択肢を提供できるようにする。

3. さいごに

今後の支援の方向性及び本あり方の内容については、令和7年7月から「ひきこもり支援係」の新設と、谷戸分庁舎を拠点とした、ひきこもり地域支援センター事業における居場所活動プログラム「We+（プラス）」の運用後、その取組み状況や課題等をあらためて整理をしたうえで適宜見直しを行うこととする。

具体的には、当事者やその家族など、または本市をはじめ関係機関や地域で活動する方々など、支援をする側の立場としても、更なるニーズや支援の方法などについて日頃の活動を通じて、把握に努め、また、引き続きの取組みを通じて、より実情に合った支援などを積極的に、かつ柔軟に検討していく。

また、支援や確認されたニーズなどを通じて、当事者の方の状況や傾向などについて、庁内関係部署・関係機関・関係団体とも個人情報取り扱いに十分に配慮し情報を共有し、適切なひきこもりの方への支援はもとより、ひきこもりへとならない予防的な取組みなどについて連携・協力し取り組んでいく。

さらには、ひきこもりに対する偏見等のない地域づくりをすすめるにあたって、市報や講演会、普及啓発イベントの開催等、広報活動や普及啓発を実施していく。

これらの取組みを継続して実施していくことで、当事者・家族が社会から孤立しないようにするとともに、地域全体でひきこもりへの正しい理解と偏見等のない地域づくりをすすめ、本あり方の21ページで明記した支援に対する基本的な考え方で示す目的を達成することを目指すものとする。

以上